

広情個審第51号
平成29年3月28日

広島市教育委員会 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

保有個人情報不開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年12月9日付け広市教学教第120号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第3'0号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成26年12月9日付け広市教学教第120号の諮問事案（諮問第30号事案）

平成26年10月28日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年11月11日付け広市教学教第104号で行った不開示決定に対する同月14日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記個人情報開示請求（以下「本件開示請求」といい、本件開示請求の対象とした保有個人情報を「本件請求対象保有個人情報」という。）に対し、不開示とした決定は、結論において妥当です。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりです。

(1) 異議申立ての趣旨

保有個人情報の開示を求める。

(2) 異議申立ての理由

申立人は告発者であり、処分の対象者の氏名も違反事実を承知しており、処分の詳細を開示したとしても、なんら広島市の人事管理に問題などない。

告発に従って、処分されたとすれば当然説明責任が伴う。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書の主張を要約すると、次のとおりです。

(1) 実施機関は、懲戒処分の公表基準を定め、この基準に従って懲戒処分の公表を適切に行っている。

(2) 本件については、実施機関は、告発状に関係する処分関係文書である本件請求対象

保有個人情報を作成し保有している。これは、懲戒処分の公表基準には該当せず、また、実施機関が行う人事管理に係る事務に関する情報であり、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）第11条第4号エの規定に基づき、開示請求には応じることができない。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報が記載された公文書は、「平成24年11月5日付け『告発状』に対し作成された処分関係文書等関係書類一切」です。

審査会が見分したところ、当該公文書は、特定の職員に対する懲戒処分に関し検討したもので、「起案表紙」、「説明、経緯」、「処分についての検討結果」、「告発状」や経緯等から構成され、申立人やそれ以外の個人に関する情報が記載されています。

(2) 関係条文について

条例第11条第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報として規定しています。

「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報を意味しているものと解され、特定の職員に関する懲戒処分等の情報は、実際に行われた処分の内容のほか、処分の要否が検討されたか否かという情報も含め、特定の職員個人に関する事実、評価等に関する情報であることから、個人情報に当たります。

また、同号ただし書において、「ア 法令の規定により開示請求者が閲覧することができることとされている情報」、「イ 開示することについて、当該個人が同意していると認められる情報」、「ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「エ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報の

うち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定しています。

条例第11条第4号は、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定しています。

条例第14条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定しています。

(3) 本件請求対象保有個人情報の条例第11条第2号該当性について

本件開示請求において、申立人は、特定の職員の懲戒処分関係書類である本件請求対象保有個人情報の開示を求めています。本件請求対象保有個人情報の存否情報を明らかにすることは、実際に行われた処分の内容のほか、処分の要否が検討されたか否かという情報も含め、その特定の職員に関する懲戒処分等の情報（以下「本件情報」ともいう。）を明らかにすることになります。そして、本件情報は、申立人以外の個人に関する情報であって、氏名により特定されていることから、「特定の個人を識別することができるもの」に当たることも明らかです。

したがって、本件請求対象保有個人情報の存否を明らかにすることにより明らかとなる本件情報は、条例第11条第2号本文に該当します。

次に、同号ただし書該当性について検討すると、本件情報、すなわち、特定の職員に関する懲戒処分等の情報は、当該職員の人事管理情報であり、職務を遂行する場合の当該活動と直接の関連を有する情報ではないというべきですから、本件職員の「職務の遂行に係る情報」ということはできません。したがって、本件情報は同号ただし書エには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないものと認められます。

以上によれば、本件情報は、条例第11条第2号の不開示情報に該当するところ、本件請求対象保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報である本件情報を開示することになりますから、同条第4号該当性を判断するまでもなく、条例第14条により、本件請求対象保有個人情報の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することができるというべきです。

したがって、実施機関は、本来は条例第11条第2号及び第14条の各規定に基づき存否応答拒否による不開示の決定をすべきところ、条例第11条第4号に該当するとして不開示決定を行ったものですが、本件対象保有個人情報を不開示とした判断に

については、結論において妥当です。

なお、申立人は、処分の対象者の氏名及び違反事実を承知しているから、個人情報
を保護する理由がない旨主張しています。しかし、条例は、開示又は不開示の判断に
当たって、開示請求者が開示請求者以外の個人に関する情報を知っているかなどの個
別的事情は考慮しないと解されることから、申立人の主張は、前記の判断を左右する
ものではありません。

(4) まとめ

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 12. 9	広市教学教第120号の諮問を受理（諮問第30号で受理）
28. 7. 29 (第1回審査会)	第1部会で審議
28. 9. 1 (第2回審査会)	第1部会で審議
28. 9. 20 (第3回審査会)	第1部会で審議
28. 10. 21 (第4回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授